

佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第49号

佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県調理師法施行細則（昭和34年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(試験)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 前項の試験を受けようとする者は、<u>調理師試験受験願書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、前年度の佐賀県調理師試験において当該書類を知事に提出したことを証する書面を添付したときは、当該書類を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類</u></p> <p>(2) <u>省令第4条に規定する施設又は営業において、2年以上調理の業務に従事したことを証する調理業務従事証明書(第2号様式)</u></p> <p>3 <u>第1項の試験に合格した者には、合格証書（第5号様式）を交付する。</u></p> <p>4 <u>前2項に定めるもののほか、試験の期日、場所、その他試験に関し必要な事項は、その都度あらかじめインターネットを利用して閲覧に供する方法により公示する。</u></p> <p>(書類の経由)</p> <p><b>第9条</b> 法、令、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、<u>県外に住所を有する者が受験願書以外の書類を提</u></p>	<p>(試験)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 前項の試験については、<u>法第3条の2第2項の規定により、試験の実施に関する事務の全部を同項に規定する指定試験機関に行わせる。</u></p> <p>(書類の経由)</p> <p><b>第9条</b> 法、令、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、<u>県外に住所を有する者が提出する場合を除き、保</u></p>

改正前	改正後
<p>出する場合を除き、保健福祉事務所長を経由するものとする。</p> <p>2 前項の書類の提出部数は、県内に住所を有する者は、<u>受験願書は1部、その他の書類は2部</u>とし、県の区域外に住所を有する者は、<u>それぞれ1部</u>とする。</p>	<p>健福祉事務所長を経由するものとする。</p> <p>2 前項の書類の提出部数は、県内に住所を有する者は2部とし、県の区域外に住所を有する者は1部とする。</p>

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

**第1号様式から第7号様式まで 削除**

附 則

この規則は、公布の日から施行する。